

監理団体の業務の運営に関する規程

ATS 事業協同組合

第1 目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第2 求人

- 1 本事業所は、（取扱職種の種類等）の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
- 4 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の「監理費表」に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第3 求職

- 1 本事業所は、（取扱職種の種類等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。
- 2 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出国から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出国から、所定の求職票によりお申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第4 技能実習に関する職業紹介

- 1 団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自

由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

- 2 団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。
- 3 技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。
- 7 就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第52条第1号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法）にて3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めるときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあつては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあつては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあつては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。

- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イからハに規定する観点から指導を行います。
- 6 技能実習生の帰国旅費（第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。
- 8 実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、渡邊 誠です。
- 2 監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習生の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人者の申込みを受理した時以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出国機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあつては入国前講習の開始日以降

に、入国後講習に要する費用にあつては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

- 4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。
- 5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第8 その他

- 1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であつて技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があつた場合には、迅速に、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかつたときにも同様に報告をしてください。
- 3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲等は、野菜作農業、酪農業、一般土木建築工事業、碎石製造業、タイル工事業、内装工事業、そう（惣）菜、プラスチック製品製造業、ちゅう房機器製造業、委託開発ソフトウェア業、経営コンサルタント業、建築設計業日本料理店を行う事業です。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。

外国人技能実習生受入事業に関する基本費用明細と説明

費用負担の内訳

1. 受け入れ企業様には、下記費用をご負担いただきます。

番号	費用項目	金額	税	単位	年1回	毎月	備考
1	出資金	10,000	非	1社			注1
2	組合費（賦課金）	60,000	非	1社	○		注2
3	入国一時金	150,000	課税	1名			注3
4	技能実習計画申請費	25,000	課税	1名			注4
5	入管在留資格認定申請費 （技能実習1号）	15,000	課税	1名			注5
6	技能実習生総合保険料	39,210	非	1名			注6
7	監理費 1年目 （送り出し機関監理費を含む）	35,000	課税	1名		○	注7
8	入国後講習手当	70,000	非	1名			注8
9	入国時旅費	実費	課税	1名			注9
10	技能実習2号移行試験受験料	実費	非	1名			注10
11	技能実習計画申請費 （技能実習2号）	25,000	課税	1名			注4
12	入管資格変更申請費 （技能実習1号=>2号） 技能実習2号 1年目	15,000	課税	1名			注11
13	入管期間更新申請費	15,000	課税	1名			注12
14	監理費 2年目 技能実習2号 2年目	35,000	課税	1名		○	注7
15	技能検定試験専門級受験料	実費	非	1名			注13
16	監理費 3年目	35,000	課税	1名		○	注7
17	帰国時旅費	実費	課税	1名			注14
	技能実習3号移行の場合						
18	技能実習計画申請費	25,000	課税	1名			注15
19	入管資格変更申請費	15,000	課税	1名			注15
	技能実習3号 1年目						
20	入国時旅費	実費	課税	1名			注16
21	監理費 （送り出し機関監理費を含む）	35,000	課税	1名		○	注7
22	入管期間更新申請費	15,000	課税	1名			注17

	技能実習3号 2年目						
23	監理費	35,000	課税	1名		○	注7
24	技能検定試験上級受験料	実費	非	1名			注18
25	帰国時旅費	実費	課税	1名			注14

注1 脱会時返却 1口 10,000円、1口以上

注2 組合正式加入時よりいただきます。1年一括払い、毎月5,000円支払可

注3 入国前講習、入国後講習、法的保護講習、消防訓練、交通安全講習、
雇い入れ時健康診断費、入国時送迎、配属の費用としていただきます。

注4 外国人技能実習機構への技能実習計画認定申請費です。

注5 入国管理庁への在留資格認定申請費です。

注6 事故などによる、ケガ、病気、死亡時等の補償（国際研修サービスCタイプ
3年間）の保険料です。健康保険を補完するものです。

注7 入国時より発生します。監理費には、送出機関監理費がふくまれます。

注8 技能実習生の入国後講習中の生活費です。

注9 入国時の航空券代です。

注10 技能実習1号から2号へ移行時に発生します。基礎2級（初級）試験
金額は、職種により異なります。（25,000円程度です）
再試験受験の場合は、技能実習生の自己負担とすることもできます。

注11 在留資格 技能実習1号から2号への資格変更申請費です。

注12 技能実習2号での1年目から2年目に移行する手続き費用です。

注13 技能検定試験 専門級（随時3級）受験費用です。

技能実習3号に移行を希望していなくても、受験必須となります。

金額は、職種により異なります。再試験受験の場合は、

実習生個人負担とすることもできます。

注14 実習期間満了時帰国時の航空券代です。

実習生起因の途中帰国の場合は、実習生負担となります。

実習期間中の一時帰国の場合は、原則実習生負担となります。

注15 技能実習2号から3号への資格変更申請費です。

注16 技能実習2号から3号へ移行する際（または移行した後）1ヶ月以上
母国に帰国する必要があります。その際の再入国する航空券代です。

注17 技能実習3号の2年目に移行する際の期間更新費用です。

注18 技能実習3号の2年目には、技能検定試験上級の受験が必須です。

受入企業（実習実施機関） 技能実習に必要な費用負担説明

費用項目	金額	備考
実習生の宿舍	実費	広さ 居室4.5㎡に1人が目安
		台所、浴室、トイレ付（外付き、共用も可）
生活用品、備品	実費	冷蔵庫、洗濯機、冷暖房機（共用可）
		食卓テーブル（共用可）、椅子
		勉強机、自転車（リサイクル品で構いません）
		ベッド、寝具、食器類一式
実習生に必要な安全用具	実費	作業着、安全靴、手袋、保護具など
給与	実費	雇用条件で定めた条件、労働関係諸法令厳守
健康保険料	実費	法律で加入義務のある保険加入、会社負担分
年金保険料	実費	法律で加入義務のある保険加入、会社負担分
雇用保険料、労災保険料	実費	会社負担分
雇入れ時、定期健康診断受診料	実費	法律で定める健康診断を必ず受診

費用項目	金額	備考
実習生宿舍費	実費	宿舍を賃貸する場合に、家賃を上回らない
		範囲で、徴収することができます。
		自前の社員寮などの場合でも、近隣周辺相場
		の範囲内で、家賃を徴収することができます。
		実習生全員で按分負担
水道光熱費	実費	実費を上回らない範囲で、徴収することができます
		実習生全員で按分負担
健康保険料、年金保険料、税金	実費	実習生負担分
雇用保険料	実費	実習生負担分
インターネット回線手数料	実費	実習生全員で按分負担
WIFI手数料	実費	実習生全員で按分負担
立替金、貸付金	実費	
基礎級（初級）試験再試験受験料	実費	
専門級（随時3級）試験再試験受験料	実費	

費用支払いに関する説明

(1) 費用のお支払時期

毎月月初めにATS事業協同組合から、請求書をお送りいたします。
当月末日までに、当月分を口座振り込みにて、お支払をお願いいたします。

(2) 費用の請求時期

新規実習生受入に関する費用

- ① 外国人技能実習機構に技能実習計画申請を提出した段階で、技能実習計画申請費、入管在留資格認定申請費、および入国一時金を請求させていただきます。
- ② 入管から発行された在留資格認定証明書に基づき、実習生の出国ビザが降りた段階で、入国後必要となる技能実習生総合保険料、入国後講習手当、監理費（入国月1ヶ月分）を請求させていただきます。
- ③ 入国時旅費は、航空券を予約した段階で、日本円に換算した金額を、別途請求させていただきます。

既存実習生に関する費用

- ① 外国人技能実習機構に技能実習計画申請を提出した段階で、技能実習計画申請費、入管在留資格変更認定申請費、又は入管期間更新申請費を請求させていただきます。
- ② 帰国時旅費は、航空券を予約した段階で、日本円に換算した金額を、別途請求させていただきます。
- ③ 技能検定試験受験料は、申込の都度、毎月の監理費請求に合わせ、請求させていただきます。
- ④ 検定試験受験時の送迎、帰国時送り、業務に必要な法定講習参加の送迎にかかる交通費は、発生の都度、毎月の監理費請求にあわせて請求させていただきます。

全般に関する費用

- ① 監理費は、毎月請求させていただきます。
組合費分割支払いの場合は、あわせて組合費1ヶ月分を請求させていただきます。
- ② 組合費は、原則組合総会後の毎年4月に、1年間分まとめて請求させていただきます。

(3) 技能実習計画認定不許可、入管の在留資格認定不許可の場合の費用処理

組合または送り出し機関に起因する理由で、不許可となり、実習生が入国できなくなった場合、入国一時金は、全額お返しいたします。

(4) 技能実習計画認定許可、又は在留認定許可後、実習生の受け入れを取りやめられた場合の費用処理

企業様の事情により、受入を取りやめられた場合には、入国一時金のうち、100,000円を送り出し機関（実習生候補者）への補償費にあてさせていただきます、差額分をお返しいたします。